

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表(案)

平成30年4月改正

| 備考 | 新 | 旧 |
|-------|---|--|
| 改正日変更 | <p data-bbox="1270 317 1567 426">取扱注意 No.</p> <p data-bbox="397 751 1495 829">水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p data-bbox="685 1031 1210 1079">平成30年4月1日改正</p> <p data-bbox="768 1717 1121 1766">神奈川県企業庁</p> | <p data-bbox="2525 331 2822 441">取扱注意 No.</p> <p data-bbox="1644 722 2742 800">水道工事積算基準及び標準歩掛表</p> <p data-bbox="1932 951 2457 999">平成29年7月1日改正</p> <p data-bbox="2027 1686 2362 1734">神奈川県企業庁</p> |

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表(案)

平成30年4月改正

| 備考 | 新 | 旧 |
|--------------------------------|--|--|
| <p>特別調査基準の変更 (イ)からaを移行</p> | <p>第2節 直接工事費の積算</p> <p>2-1 材料費 2-1-1 数量 数量は、工事を施工するに必要となる標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>2-1-2 価格 (1) 価格の決定 価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 なお、設計単価は、水道工事資材等単価表、土木工事資材等単価表、物価資料（「建設物価（web建設物価）」、「積算資料（積算資料電子版）」をいう。）掲載価格、特別調査（臨時調査）単価、または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に主管課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>ア 水道工事資材等単価表による場合 水道工事資材等単価表に単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>イ 土木工事資材等単価表による場合 アの方法によりがたい場合は、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を積算に用いる単価とする。</p> <p>ウ 物価資料による場合 (ア) ア及びイの方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料等（「建設物価（Web版を含む）」（一般財団法人建設物価調査会）及び「積算資料（電子版を含む）」（一般財団法人経済調査会））に掲載されている実勢価格の平均を設計単価として採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。有価品等（スクラップ評価額など）の価格も同様に扱う。 なお、適用月は必要時最新のものとする。</p> <p>(イ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢の価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>エ ア、イ及びウにより 難しい 場合 (ア) 1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円以上の場合は、特別調査（臨時調査）として 計画課にて調査を行い、材料単価を決定するものとする。 a 特別調査（臨時調査）への該当の有無は参考見積りにより判断する。</p> | <p>第2節 直接工事費の積算</p> <p>2-1 材料費 2-1-1 数量 数量は、工事を施工するに必要となる標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>2-1-2 価格 (1) 価格の決定 価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 なお、設計単価は、水道工事資材等単価表、土木工事資材等単価表、物価資料（「建設物価（web建設物価）」、「積算資料（積算資料電子版）」をいう。）掲載価格、特別調査（臨時調査）単価、または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は事前に主管課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>ア 水道工事資材等単価表による場合 水道工事資材等単価表に単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>イ 土木工事資材等単価表による場合 アの方法によりがたい場合は、土木工事資材等単価表に掲載されている単価を積算に用いる単価とする。</p> <p>ウ 物価資料による場合 (ア) ア及びイの方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料等（「建設物価（Web版を含む）」（一般財団法人建設物価調査会）及び「積算資料（電子版を含む）」（一般財団法人経済調査会））に掲載されている実勢価格の平均を設計単価として採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。有価品等（スクラップ評価額など）の価格も同様に扱う。 なお、適用月は必要時最新のものとする。</p> <p>(イ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢の価格と異なるため、積算に用いる単価としない。</p> <p>エ ア、イ及びウにより <u>がたい</u> 場合 (ア) <u>ア、イ及びウによりがたい場合は、1 資材の材料単価が10万円以上の場合または1 工事において調達価格（材料単価×使用単価）が100万円以上の場合は、特別調査（臨時調査）として <u>主管課</u>にて調査を行い、材料単価を決定するものとする。</u></p> |

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表(案)

平成30年4月改正

| 備考 | 新 | 旧 |
|---|---|--|
| <p>語句訂正</p> <p>指示番号aを(ア)に移 行</p> <p>指示番号の繰り上げ</p> | <p>なお、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。</p> <p>(イ) (ア)により<u>難い</u>場合においては、見積りによって決定するものとする。なお、その場合は、次によるものとする。</p> <p>a 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>b 正式見積りは、原則として3社以上可能な限り多くの見積りを徴収する。</p> <p>c 材料単価は現場着価格とする。</p> <p>d 決定方法</p> <p>(a) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合や、同一種類の単価に設計数量を乗じて得られる金額は、その合計額で判断することとする。</p> <p>(b) 単価の決定については、類似品や過去のデータ等との比較を行い、実勢取引価格であることについての審査を行い、決定理由を整理した上、所属決議により決定するものとする。</p> <p>(c) 見積りが3社以上の場合、その中の最低価格をもって設計単価とする。 ※1 最低価格が他の見積りと比較し著しく安価な場合、当該業者に聞き取り等を行い、審査を行うこと。結果、適切でない判断された場合は除外してよい。 ※2 ※1の理由により見積りが2社以下となる場合、次点の価格をそのまま採用してよい。</p> <p>(d) 見積りが2社以下となる場合、最低価格の90%をもって設計価格とする。 ※3 見積り対象の特殊性、現場状況、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断される場合、見積価格をそのまま採用してよい。 ※4 3社以上に依頼したが、辞退等により2社以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断された場合、見積価格をそのまま採用してよい。</p> <p>オ 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p> | <p>(イ) <u>ア、イ、ウ及びエの(ア)によりがたい</u>場合においては、見積りによって決定するものとする。なお、その場合は、次によるものとする。</p> <p>a <u>材料単価が10万円以上であるか判断するために所属長から参考見積りを3社依頼し、見積り(1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査(1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。</u> <u>なお、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積は不要とする。</u></p> <p>b 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、所属長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p>c 正式見積りは、原則として3社以上可能な限り多くの見積りを徴収する。</p> <p>d 材料単価は現場着価格とする。</p> <p>e 決定方法</p> <p>(a) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合や同一種類の単価に設計数量を乗じて得られる金額は、その合計額で判断することとする。</p> <p>(b) 単価の決定については、類似品や過去のデータ等との比較を行い、実勢取引価格であることについての審査を行い、決定理由を整理した上、所属決議により決定するものとする。</p> <p>(c) 見積りが3社以上の場合、その中の最低価格をもって設計単価とする。 ※1 最低価格が他の見積りと比較し著しく安価な場合、当該業者に聞き取り等を行い、審査を行うこと。結果、適切でない判断された場合は除外してよい。 ※2 ※1の理由により見積りが2社以下となる場合、次点の価格をそのまま採用してよい。</p> <p>(d) 見積りが2社以下となる場合、最低価格の90%をもって設計価格とする。 ※3 見積り対象の特殊性、現場状況、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断される場合、見積価格をそのまま採用してよい。 ※4 3社以上に依頼したが、辞退等により2社以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断された場合、見積価格をそのまま採用してよい。</p> <p>オ 価格変動が著しい場合 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。</p> |

水道工事積算基準及び標準歩掛表新旧対照表(案)

平成30年4月改正

| 備考 | 新 | 旧 |
|-------------------------------------|---|--|
| 語句訂正 | <p>第I章 水道工事積算基準</p> <p>第5節 変更設計及び随意契約の積算</p> <p>5-1 変更設計の積算</p> <p>5-1-3 設計変更の計算 設計変更は、官積算により次の方法で行う。</p> <p>(1) 設計額 設計変更の際、元設計及び変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。</p> <p>(2) 設計変更の要領 変更請負契約額の計算は次の方法により行う。</p> <p>ア 第1回変更請負額</p> $\text{第1回更正契約工事価格} = \frac{\text{当初請負契約額}}{\text{当初設計請負額}} \times \text{第1回更正設計工事価格}$ $\text{第1回変更請負契約額} = \text{第1回更正契約工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>イ 第2回変更請負額</p> $\text{第2回更正契約工事価格} = \frac{\text{当初請負契約額}}{\text{当初設計請負額}} \times \text{第2回更正設計工事価格}$ $\text{第2回変更請負契約額} = \text{第2回更正契約工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$ | <p>第I章 水道工事積算基準</p> <p>第5節 変更設計及び随意契約の積算</p> <p>5-1 変更設計の積算</p> <p>5-1-3 設計変更の計算 設計変更は、官積算により次の方法で行う。</p> <p>(1) 設計額 設計変更の際、元設計及び変更設計の種別、細別等の金額は全て官積算額とする。</p> <p>(2) 設計変更の要領 変更設計請負額の計算は次の方法により行う。</p> <p>ア 第1回変更設計請負額</p> $\text{第1回更正契約工事価格} = \frac{\text{当初請負契約額}}{\text{当初設計請負額}} \times \text{第1回更正設計工事価格}$ $\text{第1回変更設計請負額} = \text{第1回更正契約工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>イ 第2回変更設計請負額</p> $\text{第2回更正契約工事価格} = \frac{\text{当初請負契約額}}{\text{当初設計請負額}} \times \text{第2回更正設計工事価格}$ $\text{第2回変更設計請負額} = \text{第2回更正契約工事価格} \times (1 + \text{消費税率})$ |
| 語句訂正 休祝日、降雨日を廃止し雨休率に変更項番繰り上げ | <p>第6節 工期</p> <p>6-1 配水管工事の工期</p> <p>6-1-1 工期算出方法 (1) 工期の算出は、純工事日数に準備期間、材料調達期間、不稼働日等を加算し、5日単位で切り上げ120日までを標準とする。</p> <p>6-1-2 (略)</p> <p>6-1-3 準備期間日数等算出基準</p> <p>(1) 準備期間 準備及び後片付け、各種手続き及び書類整理等の日数として20日間を見込む。</p> <p>(2) 材料調達期間 鋳鉄管材料等を請負人持材料とする場合は調達期間として、φ300mm以下で10日間程度、φ400mm以上で40日間程度を見込む。また、口径に関わらず高圧型(10K仕様等)の材料についても40日間程度を見込む。</p> <p>(3) 雨休率から算定する不稼働日 休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)と降雨降雪日(1日の降雨・降雪量が10mm以上/日)の年間発生率を雨休率0.7とし、純工事日数に雨休率0.7を乗じた日数を不稼働日として見込む。</p> <p>(4) 雨休率から求めた不稼働日数は、小数第1位を切り上げ整数止めとする。</p> | <p>第6節 工期</p> <p>6-1 配水管工事の工期</p> <p>6-1-1 工期算出方法 (1) 工期の算出は、純工事日数に準備期間、<u>休祭日、降雨(雪)日</u>等を加算し、5日単位で切り上げ120日までを標準とする。</p> <p>6-1-2 (略)</p> <p>6-1-3 準備期間日数等算出基準</p> <p>(1) 準備期間 準備及び後片付け、各種手続き及び書類整理等の日数として20日間を見込む。</p> <p>(2) 材料調達期間 鋳鉄管材料等を請負人持材料とする場合は調達期間として、φ300mm以下で10日間程度、φ400mm以上で40日間程度を見込む。また、口径に関わらず高圧型(10K仕様等)の材料についても40日間程度を見込む。</p> <p>(3) <u>休祝日</u> <u>週休2日制を考慮した日及び国民の休祝日として、純工事日数の1/3.13を見込む。</u> <u>また、夏期休暇(お盆休み)は5日間、年末年始休暇は15日間を標準とする。</u></p> <p>(4) <u>降雨(雪)日</u> <u>日当たり10mm以上の降雨(雪)による作業不可能日として、純工事日数の1/8.36を見込む。</u></p> <p>(5) <u>休祝日、降雨日はそれぞれ小数第1位を切り上げ整数止めとする。</u></p> |